

(仮称)奈良県景観計画(素案)、(仮称)奈良県景観条例(骨子案)に対する意見等と県の考え方

別 紙

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
I 景観計画(素案)、景観条例(骨子案)全般に関する意見等			
全般	① 景観をあまり重視しすぎると地元の活性化につながらないし、景観法の活用に併せて産業の充実のための政策がセットでなければならない。（2件）	対応済	① 本県の大きな売りものは景観です。しかし、それを阻害する状態が発生しているのも事実です。 また、良好な景観を維持しようとする県民の意思は、県民の主体的な取組を通じて県民の地域への愛着を育み、地域の活性化に寄与するものであり、良好な景観は観光の振興にもつながるものと考え、今回、景観条例制定、景観計画策定に取り組むものです。
	② 観光立県として宿泊者数増加のため、生駒・香芝・大和高田・橿原といった地域では高さ規制を緩和し、大きな宿泊施設の建築を可能にするべきである。（1件）	対応済	② 景観計画・景観条例では、建築物等の高さを一律的に制限するものではなく、周辺の景観や良好な眺望を妨げることのないよう、一定の配慮を求めるものです。 建築物の高さ制限は、主に市町村が都市計画の高度地区により行っていますが、景観計画では、「眺めが優れた場所からの眺望景観を保全しつつ、社会経済情勢の変化、地域の個性に対応した高度地区の指定を促進」としています。
II 景観計画(素案)に関する意見等			
1. 第1章景観の特性と課題、第2章基本目標と役割及び第3章基本方針			
(1)街路樹や敷地内の緑化について			
第1章 2, (3) ＜P6＞	① 街路樹が緑豊かに茂っている街とするため、その剪定の不適切が課題である旨を明記するべきである。（1件）	対応済	① 街路樹の剪定についてはご指摘の通り、今後より適切な方法を検討していく必要があると認識していますが、「街路樹の剪定の不適切さ」は「街路樹の緑の不足」の中に含まれているものと考えています。
第1章 2, (3) ＜P6＞	② 眺望が開けた緑豊かな田園地帯で大型商業施設などの広い駐車場により緑の田園がアスファルト広場に変容しており、それは、緑の喪失による持続可能な街づくりの上からも課題である旨を明記するべきである。（1件）	対応する	② ご意見を参考に、文末に「また、幹線道路などの沿道では、開発により田園景観が失われる一方、新しい緑が補われておらず、緑化は十分とはいえません。」を追加します。
第1章 2, (3) ＜P6＞	③ 河川や溜池周りでの植樹などを慣習にとらわれず科学的に検討の上行う旨を課題として明記するべきである。（1件）	対応する	③ ご意見を参考に、2行目に「河川やため池については、コンクリート護岸による整備により無機質な景観がみられます。」を追加します。

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
第3章2、(2) ② <P13>	④ 一般の住宅街は生垣を主体とした街づくりを行い、広大な駐車場は高木による緑化を行う旨を県の施策推進の基本方向に明記するべきである。（1件）	対応済	④ 第3章2．県の施策推進の基本方向では、県が推進する施策について記述しています。ご意見の住宅街や駐車場の整備については主に民間事業者が行うことであるため、この章では記述はいたしません。なお、第6章の景観形成の基準では、緑化の事項を設けています。
第3章2 <P13>	⑤ 緑化状況のデータ管理などにより施策の進捗状況を把握する旨を県の施策推進の基本方向に明記するべきである。（1件）	対応済	⑤ 第3章2．県の施策推進の基本方向の前文に、景観の状況の記録、景観施策の点検・評価を行い、所要の措置を講じることとしており、ご意見の緑化状況についても検討していきます。
(2) 電線類の地中化について			
第1章2、(3) <P6>	① 張り巡らされた電線類は、街のいたる所に存在する歴史的な景観資源を写真撮影する際障害となり、観光客等へのサービス低下となっている旨を課題として明記するべきである。（1件）	対応済	① ご意見の歴史的な景観を有するところでの電線に関する課題は、(1) 歴史的景観の保全・活用に記述しています。
第3章2、(2) ② <P13>	② 原則として電線・電柱がない道路とし、新たな住宅団地・工業団地内は電線・電柱がない道路とする旨を基本方針に明記するべきである。（1件）	対応困難	② 第3章2．県の施策推進の方向において、「電線類の地中化などの景観づくりに資する事業の推進」を記述しております。 県としても無電柱化の推進は重要な課題であると認識しており、電線管理者の協力も得ながら、必要性の高い地域から計画的に実施していきます。
(3) その他			
第1章1、(1) <P2>	① 奈良地理学会の書籍などに基づき、「大和平野」を「奈良盆地」と表記するべきである。（1件）	その他	① ここで使用している「大和平野」は、地形や生活様式、産業、文化を含めた総合的な地域区分として「国中」と呼ばれた伝統的な地域を示しており、地形を示す「奈良盆地」とは異なる使い方をしてしています。
第1章1、(1) <P2>	② 「中世以来の環濠集落」と言う記述があるが、大和郡山市の環濠集落などは律令の規定にその原型を持つと思われるため、中世以前として扱うべきである。（1件）	対応困難	② 大和郡山市の稗田、若槻の環濠集落は、室町時代の和歌山県和歌山市史跡とされています。（和歌山県和歌山市ホームページより）
第1章1、(2) ③ <P3>	③ 例えば、開発された商業地などが歴史的景観地域周辺に隣接していれば歴史的景観地域周辺景観形成基準の基準によって形成されるべきであることからすれば、新たな都市景観地域とはどのようなものを示すのか。そもそも～歴史的な重層性を有した都市景観～という概念は成立しないばかりでなく、そのような景観ジャンルはあり得ないという前提に立つべきである。（1件）	対応困難	③ 「本県の都市景観は、歴史的に形成、蓄積された原風景の大きな構造のなかに、新しい都市開発（「古くからの市街地の拡大」「丘陵地の大規模開発」「工業団地」「駅前や沿道」等々）などの景観の要素が加わって形成」ととらえ、古代から近代・現代、そして現在まで、歴史的な重層性を有していることこそが、本県の都市景観を特徴づけているものと考えています。 そのように特徴づけることで、ご意見にある歴史的景観地域周辺に隣接する市街地などの景観づくりも、本県の景観特性を活かし、歴史的にも空間的にも連続したあり方となり得ると考えています。

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
第2章 1, (1) ＜P7＞	④ 「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されている要因として、昔から受け継がれてきている鎮守の森や伝統行事が質の高い景観の維持につながっている旨を明記すべきである。（1件）	対応済	④ ご意見の鎮守の森や伝統行事も含めて、様々な時代の多彩な景観資源が先人の努力により現在に受け継がれ、それらが重層することによって、生活環境、歴史文化、自然が融け合った「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい風土が成り立っていると考えており、その旨は地域の景観特性＜P3、(2)①＞に記述しています。
第3章 1, (4) ③＜P7＞	⑤ 奈良盆地に見られる民家群がつくる景観は素晴らしく、大和郡山市周辺の環濠集落に残っている。これらを保護するための積極的な仕組み作りが必要な旨を基本方針に明記すべきである。（1件）	対応済	⑤ 第3章基本方針＜P11＞において、「大和平野地域に広がる農地と民家群がつくり出す景観は、「日本のふるさと」としての奈良の景観を特徴づけて」とし、「これらの景観と調和した景観づくりを基本」とすることとしています。 なお、環濠集落の景観保全など地域の個性に応じたきめの細やかな取組は、基本的に市町村の役割と考えています。
第3章 2, (6) ＜P17＞	① 景観行政は、窓口事務の深い専門性やぶれない継続性が重要であるが、人材育成プログラムなどその担保を図るべきである。（1件）	対応済	① 景観づくりは長期的・継続的な取組が必要であり、第3章基本方針において「施策推進のための体制づくり」を進め、「景観に関する知識・能力を有する職員の養成に努める」としています。
2. 第4章景観計画の区域、第5章景観計画の区域における良好な景観の形成に関する方針及び第6章景観計画の区域における行為の制限に関する事項			
(1) 重点景観形成区域の追加について			
第4章 2, ＜P18＞	① 以下の区域を重点景観形成区域とすべきである。 （各1件） イ）景観形成だけでなく健康・環境・国際志向の要求にも対応して、「美しい日本の歩きたくなる道500選」（日本ウォーキング協会、平成16年）に選定された県内11ルート ロ）「法隆寺地域の仏教建造物」と「古都奈良の文化財」の二つの世界遺産を結ぶ観光ルートであり、文化財も点在する法隆寺～薬師寺～平城宮跡間 ハ）観光バスルート沿道でありながらパチンコ屋、ホテル群などがまったく奈良らしさに欠けている国道25号斑鳩東福寺分岐点から大和郡山市小泉 JR 陸橋付近までの区間 ニ）規制のない沿道の広告物、建築物が奈良県内幹線道景観として最悪であり、美しい大和青垣が最も見えることのできる国道24号橿原市境界～大和郡山市郡山インター付近の区間 ホ）国道163号から登美ヶ丘駅に至る区間	対応困難	① 重点的に景観形成に取り組む考え方は、第3章、2. (1)＜P13＞に記述のとおりです。広域幹線道路等の考え方は、自動車専用道路、4車線広域道路（事業中含む。）を基本とし、その他の主要幹線道路として世界遺産（暫定リスト含む。）のアクセス道路である国道169号線、桜井明日香吉野線を重点的に景観づくりに取り組む区域として位置付け、県の景観計画では、それらから、奈良市等の景観行政団体の区域及び沿道利用が限られた自動車専用道を除き、重点景観形成区域として設定したものです。 ご意見の各区域は、良好な景観形成のための取組が必要なことはご意見のとおりですが、県としては、現段階では上述のような考え方で重点景観形成区域を設定したもので、「なお、県民の景観に対する意識や社会経済情勢の変化などを踏まえ必要に応じて重点景観形成区域の追加や見直しを行う」とこととしているため、今後の検討課題と考えています。 なお、ご意見の各区域は、一般区域（重点景観形成区域以外の区域）として、建築面積1,000㎡又は高さ13mを超える建築物の新築等は届出の対象となります。

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
第４章 ２， ＜P18＞	② 積極的に美観地区・美観形成地区・建築物修景地区等を新たに指定して、良好な景観形成に取り組むべきである。 （１件）	対応困難	② ご意見の美観地区の指定など地域における個性に応じたきめの細やかな景観づくりの取組は、景観法においても景観地区は市町村の都市計画に定めることができるとされているように、基本的に市町村の役割と考えています。
（２）重点景観形成区域の削除等について			
第４章 ２，（３） ＜P22＞	① 国道１６３号線バイパスは、景観計画の施行時には完成していないと思われるため、当該路線の重点景観形成区域の指定は今後の課題とすべきである。（１件）	対応困難	① 一般国道１６３号（通称清滝生駒道路）は現在事業中ですが、当該道路の計画線（道路境界線）に接道又は沿って建築される建築物等について届出をいただくことにより、県内の交通網を形成する広域幹線道路に相応しい景観形成に当初から取り組むこととなり、効果も大きいと考えています。
第４章 ２，（３） ＜P22＞	② 生駒市域の国道１６８号の一部区間は、バイパス計画があるのに現道を指定しているのはなぜですか。（１件）	その他	② 県内の交通網を形成する広域幹線道路として、バイパスが供用もしくは事業化されている区間についてはバイパスを、バイパスが事業化されていない区間については現道を指定しています。
（３）景観形成の基準等について			
第６章 ２，（１） ＜P29～＞	① 景観形成の基準における「良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠」とは具体的にどのようなものを示すのか。奈良にふさわしく、多様なケースを考慮に入れたモデルデザインブックの協議会形式での発行が急務と考える。そのためのワークショップ形式の民間による景観協議会の設置を県条例に明記し、組織化されるべきである。 （１件）	対応困難	① 景観形成の基準については、極力、客観的な数値基準を示すことに努めましたが、景観は一律に規制することが必ずしも良好な景観づくりにつながらないと考えことから、規制誘導を行うにあたっては学識経験者、有識者等で構成する景観審議会の専門的知見も参考にしながら奈良らしい景観づくりを推進していきたいと考えます。 また、景観形成基準に係る審査指針等は、県において策定・公表する予定です。 なお、さらに地域に即した奈良らしい景観形成促進のため、官民産が共に考え、共に創るワークショップ＝「景観学校」開設をＮＰＯとの協働事業として予定しています。
第６章 ３ ＜P33＞	② 色彩基準において、全色を対象としているが、無彩色系統を許容範囲とするならば、色彩を制限するべきであり、原則、赤、オレンジ、黄色、水色は必要ないと考える。 （１件）	対応困難	② 色彩基準については、本県の良好な景観に調和するものとするため、県内の環境色彩の状況を把握したうえで設定しています。赤、オレンジ、黄系の色彩については、暖かみを感じられる中彩度程度の範囲を許容範囲とし、水色系の色彩については、違和感を感じない低彩度までの範囲のみ許容範囲としており、全色相を使用できる基準であっても本県の良好な景観形成を推進できると考えております。 また、外観の強調色については、建築のデザイン性や街並みの賑わいへの配慮から、面積基準を設定したうえで使用可能としています。

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
第6章 1、（2） ＜P27＞	③ 自動販売機について、届出が必要な行為は「第1種特定区域における高さ1.5m以上のものの新設又は入替設置」で、「対象となる道路及びその道路の境界線から10mの範囲」のものが対象となると理解してよいか。（1件）	その他	③ 自動販売機については、第1種特定区域内（行為地が当該道路と接する場合又は当該道路と接しない場合でその行為地の過半が当該道路の境界線から両側10mの範囲に含まれる場合）において、高さ1.5mを越えるものの新設（入替設置を含む。）が、届出が必要な行為です。
第6章 2、（2） ＜P31＞	④ 自動販売機について、工作物の景観形成基準である「原則として道路の境界線から1m以上後退した配置」は適用されるのか、また、自販機業界で制定している「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」の修正マンセル表色系 5Y7.5/1.5 は色彩に関する景観形成の基準を満たしていると理解してよいか。（1件）	その他	④ 自動販売機もご質問のとおり配置に係る基準は適用されます。また、5Y7.5/1.5 は色彩に関する景観形成の基準を満たしています。
（4）景観計画の運用等について			
	① 違反行為等を未然に防止する為に、県民・NPO・地縁団体等によるパトロール隊（監視活動）等を結成した場合、どのような支援制度を行うのか。（1件）	その他	① 違反行為の未然防止も含め良好な景観づくりのためには、県民等が主体となった協働による地域の取組が不可欠と考えています。県は、第3章2.（3）＜P17＞に記載のとおり様々な支援・協働の施策を進めることとしていますが、そういった地域の取組の進展の中でその一環としてご意見の住民等によるパトロール隊等の地域に密着した取組がなされる場合、基礎的団体である市町村との役割分担等の検討も含めてどのような支援・協働ができるのか今後の検討課題と考えています。
	③ フランス・ドイツ・スイス等の景観行政先進国では、法定委任事務（必置規則）として監視委員制度による監視・指導・誘導等がありますが、県の取組みはどのようなになっているか。（1件）	その他	③ 違反行為に対する監視、指導等は、パトロールの実施等により、庁内関係部局、市町村とも連携しながら、県が直接対応していく予定です。
	④ 奈良県の景観条例が施行された後、既存不適格建築物等にはどのような支援策を図るのか。また、是正させる期間を定めているか。（1件）	その他	④ 景観法による行為の制限は、景観計画・景観条例の施行後に行う行為に対して及ぶものです。 しかしながら、既存の建築物等が著しく周辺の景観を乱している場合等は、景観条例に基づき必要な措置を求めていくこととしています。 また、特に重点的に景観形成を図るべき区域などにおいて、一定の期間に限り修景に必要な支援を行うことも予定しています。
3. 第7章良好な景観の形成のために必要なその他の事項			
第7章 1 ＜P37＞	① 今回の取組の最大課題である屋外広告物の規制強化の内容が全く見えないため、その情報を明らかにされたい。（1件）	その他	① 屋外広告物の規制強化については、景観計画による規制誘導と連携し、奈良県屋外広告物条例により行う予定です。具体的には景観計画の第7章に記載のとおり、屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区の指定等を行うことを検討しています。

該当箇所	意見等の概要（件数）	対応分類	県の考え方
	② イタリア、イギリス、フランス等の景観行政先進国では、農地、牧草地、山林等での屋外広告物は禁止されている。奈良県での取組はどのようになっているか。（1件）	その他	② 屋外広告物の規制については、奈良県屋外広告物条例により定めています。屋外広告物条例では、屋外広告物を設置することができない禁止地域として、重要な文化財の周辺や風致地区等の景観規制が行われている地域、低層住居専用地域、都市公園等を指定しています。
Ⅲ 景観条例（骨子案）に関する意見等			
	① 不特定多数の目に映る景観は公共性が高いことから、罰則を強化するべきではないか。（1件）	対応困難	① 必要な罰則については景観法に規定されており、法を超える罰則を条例で規定することはできません。
	② 案の作成は、県民・各事業者代表と話し合いの機会を作るべきであり、特に「広域幹線沿道区域」は県民の生活道路でありロードサイド店舗や屋外広告は必要なものでありバランスのとれた景観づくりのため、景観審議会には大学教授、専門家のみならず県民、事業者を含めるべきである。（1件）	対応済 対応する	② 案の作成にあたり、学識経験者、有識者、事業者、市町村の代表で構成する「ふるさと奈良景観づくり推進委員会」を設置し、検討を重ねてきました。また、県民等を対象にした「景観シンポジウム」の開催や「県政出前トーク」等により県の景観づくりの方針や景観計画・景観条例案の概要について説明してきました。 設置する景観審議会は幅広い意見を反映できるようなものとする予定であり、今後も引き続き県民等のご意見をお聞きしながら景観づくりを進めていきます。
	③ 市町村が景観行政団体になり景観条例を策定する場合、県条例により規制・誘導・制限の強化を謳うことはできるのか。（1件）	その他	③ 市町村が景観行政団体となり、景観行政を行うにあたり県条例でその内容を制限することはできません。
第4章 〈P3〉	④ 公共事業景観形成指針の策定は完了しているか。未定であればいつまでに策定するのか。（1件）	その他	④ 公共事業景観形成指針は、景観計画に基づく規制の施行までに策定する予定です。
第5章 〈P3〉	⑤ 奈良県景観資産の登録において、眺望景観や借景できる地点や建築物・樹木等の登録・指定基準は定めているか。（1件）	その他	⑤ 奈良県景観資産登録における登録基準は、今後定める予定です。
第5章 〈P3〉	⑥ 奈良県景観資産に登録された場合、維持保全に対する支援制度はあるのか。（1件）	その他	⑥ 地域に密着した景観資産である建築物や樹木等の維持保全に関することは、基礎的団体である市町村が担うべきと考えており、県として支援制度を設ける予定はありません。 なお、市町村が景観法の景観重要建造物や景観重要樹木の維持保全を伴う景観まちづくりを行う場合には、国からの支援制度が設けられています。